

建設産業委員会会議録（要点筆記）

令和8年6月23日（火）

午前10時00分 開議

○委員長（山本裕介）

ただいまから、建設産業委員会を開きます。

議案第47号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○商工企業立地課長（杉浦淳）

補足説明はありません。

○委員長（山本裕介）

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

○國弘秀之委員

市民雇用・定住促進奨励金として10万円を支給する制度について、これまで企業への補助が中心であった中で、あえて常用従業員本人への奨励金を創設した理由と、市民雇用・定住促進奨励金によって期待する効果について伺います。

○商工企業立地課長（杉浦淳）

常用従業員本人へ直接支給する理由としては、市外から転入して就職する場合、引っ越し費用等の負担が生じることが挙げられます。企業がこれらの費用を負担できない場合の支援となることを期待しています。また、企業においては、採用に要する経費や採用後の各種手当など、様々な費用負担が生じることから、それらの費用負担を軽減するための支援となることを期待しています。

○國弘秀之委員

この奨励金は常用従業員本人及び企業への支援だけでなく、人口減少対策になると考えていますが、いかがでしょうか。

○商工企業立地課長（杉浦淳）

人口減少や市民の市外転出の抑制に寄与するものと考えています。

○國弘秀之委員

今後、本施策がどのような効果を発揮したのかを検証していく必要があると考えます。10万円の奨励金については、就職後1年を経過した後に支給する制度であることから、多くの対象者への支給が見込まれます。本施策の効果検証について、今後どのように取り組んでいきますか。

○商工企業立地課長（杉浦淳）

対象者から申請をいただく際に、企業や本人に対してアンケートを実施し、

この制度が就職の動機となったかなどを把握し、今後の施策に活かしたいと考えています。

○國弘秀之委員

市民雇用・定住促進奨励金の常用従業員本人へ直接支給する10万円の金額の根拠を教えてください。

○商工企業立地課長（杉浦淳）

高校卒業後、製造業に就職した場合の給与から算出される住民税などを参考に試算し、10万円が適当であると判断しました。

○國弘秀之委員

予算には限りがあると思いますが、従業員数が多い大企業が奨励金を申請することで、中小企業が制度を利用する際に制限を受ける懸念はありませんか。

○商工企業立地課長（杉浦淳）

予算については、奨励金の対象者のなかで希望される方の人数を企業ごとに調査し、漏れなく奨励金を支給できるように考えています。

○麻生七海委員

対象者へ奨励金支給後、長期的な定住促進やフォローアップについて何か考えていますか。

○商工企業立地課長（杉浦淳）

企業立地施策でフォローアップを行うことは難しいと考えています。しかし、多くの企業で活用されることにより、市民の皆様がより長く市内企業で働いていただくことにつながればと考えています。

○麻生七海委員

この奨励金の受給は一度限りでしょうか。

○商工企業立地課長（杉浦淳）

対象者が転職により別の対象企業へ就職した場合には、再度受給対象となります。

○麻生七海委員

5年や10年後に再び奨励金を支給することは考えていますか。

○商工企業立地課長（杉浦淳）

そのような考えはありません。

○渡邊昭司委員

この奨励金をどのようにPRしていきますか。また、上限額が1,000万円とのことですが、申請が多くなった場合の対応について教えてください。

○商工企業立地課長（杉浦淳）

PRについては、市ホームページや商工会議所の月報、各種会合等を通じ

て周知していきます。また、石塚地区工業団地への企業誘致活動の際にも、あわせて奨励金の紹介を行っていきます。奨励金の支給上限額1,000万円というのは一企業当たりの上限であり、予算全体の上限ではありません。申請のあった対象企業に奨励金を支給できるよう必要な予算措置をまいります。

○委員長（山本裕介）

企業ごとの奨励金の支給上限額が1,000万円であり、予算全体の上限は設定していないという理解でよろしいですか。

○商工企業立地課長（杉浦淳）

そのとおりです。

○委員長（山本裕介）

他にご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまから討論を省略して採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただいまから採決を行います。本案は、挙手採決で行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】（委員5名中、挙手5名）

挙手全員です。よって議案第47号は原案の通り可決いたしました。

つづきまして、議案第49号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○都市整備課長（内田尚良）

補足説明はありません。

○委員長（山本裕介）

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまから討論を省略して採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただいまから採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】（委員5名中、挙手5名）

挙手全員です。よって議案第49号は原案の通り可決いたしました。

以上で、当委員会に付託されました議案は、審査を終了しました。なお、委員長報告は、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと考えますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

ほかに何かありましたらお願いします。ないようですので、これで建設産業委員会を終わります。

午前10時14分 散会